

## 第 19 回 内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時：平成 18 年 3 月 17 日（金）15:30～17:30
2. 場 所：内閣府庁舎 3 階特別会議室
3. 出席委員：大森委員長、朝倉委員長代理、飯田委員、伊集院委員、上野委員、遠藤委員、大河内委員、加藤委員、小町谷委員、出塚委員、東海委員、長岡委員、馬場委員、外園委員、御厨委員、山本委員
4. 議事次第：
  - （1）独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の次期中期計画について
  - （2）独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の中期目標期間の実績評価等について
  - （3）独立行政法人の役員報酬等の支給基準の変更について
  - （4）独立行政法人における総人件費改革による中期目標の変更について
  - （5）独立行政法人国民生活センターの中期目標及び中期計画の一部変更について
  - （6）独立行政法人北方領土問題対策協会の中長期目標及び中期計画の一部変更について
  - （7）独立行政法人北方領土問題対策協会に対する見直し意見（様式）について
  - （8）独立行政法人北方領土問題対策協会の長期借入金・償還計画について
  - （9）独立行政法人北方領土問題対策協会の業務方法書の一部変更について
5. 議 事：

大森委員長 それでは、ただいまから第 19 回の「内閣府独立行政法人評価委員会」を開催いたします。

本日の委員会は、内閣府独立行政法人評価委員会令第 6 条の定足数の要件を満たしておりますので、有効に成立しております。

最初に、駐留軍等労働者労務管理機構の次期の中期目標につきましては、委員会の意見を踏まえまして修正したものを、事務局から皆様方にお送りして、既に御了解をいただいておりますので、本日は中期目標に基づいて法人が作成しました中期計画について御審議をいただきます。

中期計画は、主務大臣が許可するに当たり、私どもの評価委員会の意見を聞くことになっておりますので、次期中期計画につきまして、駐留軍等労働者労務管理機構の方から御説明をいただきます。

では、よろしく申し上げます。

松崎防衛施設庁労務管理課長 防衛施設庁の労務管理課長の松崎でございます。

次期中期計画の案の御説明の前に、前回の評価委員会で御審議いただきました、次期中期目標につきまして、一部修正した箇所がございますので、その修正箇所及び理由について御説明させていただきます。

資料の「参考」をごらんいただきたいと思います。

修正箇所につきましては、大別して4か所ございます。削除した箇所は、二重の取消し線、追加した箇所は赤字で表記してございます。

まず、1か所目でございますが、1ページ「第2 業務運営の効率化に関する事項」中「取り組み」とございますが、これは名詞のため、送りがなの「り」と「み」を削除いたしました。

2か所目でございますが、前回の評価委員会におきまして、内閣府内で中期目標の語句の平仄を合わせるようにとの御指摘を踏まえまして、1ページの「第2 業務運営の効率化に関する事項」中の「1 業務の運営体制」及び2ページの「2 経費の抑制」の項目中、赤字でお示ししました部分を追加し、語句の平仄を合わせた次第であります。

3か所目でございますが、同じく「2 経費の抑制」の項目中、ただし書きの部分については、財務省と協議の結果「新規に追加されるもの、拡充分は除く」との表現ぶり、経費の抑制の例外規定としては十分であるとの財務省の見解を踏まえまして「拡充分等」の「等」を削除いたしました。

4か所目でございます。3ページの「第5 その他業務運営に関する重要事項」中の「(1) 人事に関する計画」の項目中に「20%の人員削減を実施する」旨、記載しておりましたが、20%の人員削減を実施することは「第2 業務運営の効率化に関する事項」中の「1 業務の運営体制」の項目中に記載しておりますので「(1) 人事に関する計画」におきましては、削減に当たっての具体的目標を記載する必要があるとの観点から、赤字でお示したような表現ぶりにさせていただきました。

以上でございます。

では、駐留軍等労働者労務管理機構から、次期中期計画(案)の説明をさせていただきます。

栗駐留軍等労働者労務管理機構理事長 駐留軍等労働者労務管理機構の理事長の栗でございます。

評価委員会の皆様には、我々の業務につきまして、熱心な御指導を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、早速、理事の原澤から、当機構の次期中期計画につきまして説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

#### **原澤駐留軍等労働者労務管理機構理事から資料2に基づき説明**

大森委員長 ありがとうございます。

何か御質問等ございますか。東海分科会長、何か御発言ございませんでしょうか。よろしいですか。

東海委員 1つだけ確認をさせていただきたいと思います。後から2枚目の「別紙2」です。退職手当について、運営費交付金を財源とするものと想定していると書いておられるのですが、この想定という意味と、最初の3ページに借入金の限度額として4億円で、

その理由として予想外の退職手当の支給という書き方をさせているのですが、この関係は  
どうということになりましょうか。

基本的には、退職手当は全額運営交付金でも、支給ですね。

原澤駐留軍等労働者労務管理機構理事 はい。

東海委員 その予想外のものについて、経費として負担するものはない。これは、あく  
までも時期的なものを意味しておられるということでしょうか。

杉本駐留軍等労働者労務管理機構管理部長 この退職手当は、定年退職で辞める方を見  
込んでおりまして、突発的に死亡退職とかといったケースの場合は見込んでおりません。

東海委員 そうではなくて、そうすると財源としては、結果的にそれも運営交付金で賄  
うということになるんですか。

杉本駐留軍等労働者労務管理機構管理部長 はい。結果的に、もしも死亡退職が出れば、  
その場合は運営交付金の中で賄うということになります。

東海委員 結果的になるんですね。それを確認しておかないと、いずれにしても、仮に  
一般経費の中から支出せざるを得ないものが出てくるとなると、これは借入金で済まなく  
なってしまうということになりますから、この書き方が適切かどうか、この予想外の退職  
手当だけの問題ではなくて、あくまでもその他先に払わなければならないものが出てきた  
ときには、短期借入金に財源にするという意味ですね。

杉本駐留軍等労働者労務管理機構管理部長 そうということです。

東海委員 ただそれだけのことでしょう。

ですから、退職手当のことだけがクローズアップされる内容ではないですね。

杉本駐留軍等労働者労務管理機構管理部長 特別なことが出れば、こういった借入金と  
いう話も出てきます。

東海委員 ですから、それで結局負担しても、別にそれは経費として落としていくもの  
ではないのですね。それだったら借入金を返せなくなってしまうですからね。そういう意  
味でいいのですね。

要するに、経費で負担することになってしまったら、借入金が返せなくなってしまうま  
すでしょう。後で交付金でもらうわけでしょう。そういう意味ですね。

杉本駐留軍等労働者労務管理機構管理部長 そうということです。

東海委員 ですから、理由がわかれば結構です。表現ぶりはこういう書き方で書かなく  
てもよかったのではないかという気がいたしました。

以上です。

それから、1つだけコメントさせていただいてよろしゅうございましょうか。

大森委員長 どうぞ。

東海委員 前回、中期目標の設定の際に、2、3の委員から御質問がございましたこと  
について、今日に関連することを少しコメントさせていただければと思います。

御案内のとおり、独法全体の在り方について、総務省の考え方やら、あるいは内閣府の

いろんな諮問会議等々の姿勢というのは、明らかに独法自身を業務効率化するためという目標もありながら、場合によっては統廃合をするという視点。それから、非国家公務員化をするという、この2つの大きな目玉を使って、このたびかなりのところが統廃合されたり、あるいは非公務員化されたと聞いております。

しかしながら、この労務管理機構の場合には、明らかにこれは米軍との関係の中での労務管理という業務を切り離してできた独法の趣旨からして、いずれも統廃合の趣旨にも、あるいは非公務員化の趣旨にも合わなかったということですから、新しい第2期に入ったということと私は理解をいたしております。

その意味では、第1期において実施してきた業務効率化を、更に促進をするということが求められているわけだと思います。その意味で、前回の中期目標を受け、いわゆる人件費の20%削減、あるいは経費の15%削減という、他の独法と比較すればかなり踏み込んだ、率の大きな削減、業務効率化への提案になっているという理解をした目標、計画であると私は評価をしているところでございます。それが1点でございます。

もう一つは、在日米軍との関係、再編問題。これも、別な意味でいろいろとマスコミで話題になって、日本にかなり大きな経費の負担をとというような話も出ているわけですが、この部分については、この独法には直接的な関係は基本的にはないかと思っております。これは、国の問題として国がかなり多額の経費を、移転に関係した負担をしなければならないわけだと思います。

ただ、そういった在日米軍の再編問題が起これば、これは当然のことながら、例えば支部の統廃合といいましょうか、統廃合という言葉が適切かどうかわかりませんが、支部を効率化させるという流れは促進されるわけですから、いわゆるランニングコストとしての機構のコストというのは、私は再編問題については縮減の方向だろうと思うんです。

ただ、スポットとして在日米軍の再編問題が起これば、当然のことながら、その移転の経費等の負担がある。その部分については、機構の中にも含まれるわけですが、その部分については、この中期目標の中にも出ておりますとおり、これは特別な事態に対しては、この20%、15%の目標値というものと少し離れたところで議論をしなければならない。特別に手当をしなければならないという書き方をしているわけですから、先般、お話のございました在日米軍との関係についての問題というのは、視野に入れながらも、基本的にはこういった形で、いわゆる形状的な、これからも5年間運営していかねばならない機構の中期目標としては厳しい形で、業務効率化を視野に入れて、目標を定めていくという形になっていると私は理解いたしまして、今日の話も聞かせていただきました。以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。

遠藤委員 2ページのところに(4)「IT化に対応した事務の電子化を事業年度ごとに推進するなど業務の効率化に取り組む」と書いてあるのですが、私は企業から来ておるわ

けですけれども、これはほとんどの企業がうまくいっていないのです。取り組んではいますし、お金もかけていますし、人もかけていますし、時間もかけていますが、なかなかうまくいっていないわけです。これを1つの柱にして、毎年4%ずつ、例えば人に絡む工数を減らすとか、これは相当難しいことなのです。どうやってやられるのかが示されていないと、これは書いてあるだけになってしまう可能性があると思うのです。

別に困らせようと思って言っているわけではなくて、実現していただきたいのでということなのです。

田中駐留軍等労働者労務管理機構企画調整部長 企画調整部長の田中でございます。

今の件につきまして、まず1つには、このシステムにつきましては、各独法そうだと思うのですけれども、業務システム最適化計画をつくるというのがございまして、それを我が方としては、19年度までにつくって、業務の見直しとともに、システム化できるところはシステム化を進めるということで、対応していかなければならないというのが1つございます。

今、お話のございましたIT化に対応した事務の電子化については、既に今中期でも実施した部分が相当ございまして、今回、ここで文言として上げてございますけれども、新たな経費をつぎ込んでやるというよりも、引き続きそこは既定経費の中でIT化の推進をしていこうという趣旨で入れているものでございまして、新たに多額の経費を別途予算してやるというものではないというものでございます。

大森委員長 よろしいでしょうか。

遠藤委員 よくないのです。

今の総論ですと、みんな同じことを言われるのです。業務の見直し云々とかです。それでできたためしがほとんどありません。私もいろいろな会社を見て回っています。それから、最近、経団連の情報化部会というのを引き受けてやっておるのですけれども、皆さん困っているのです。ですから、今のお話ぐらいで、ああなるほど、うまくいきそうですねとは全く納得できないのです。

ですから、もうちょっと具体的な内容をどこかで、どういう業務についてどうしたいのだというようなことが出てこない、多分せつかくやられたいと思っていることが実現できないのではないかと危惧をしております。少しでも何かお手伝いできればいいなとは思っているのですけれども、御自分たちでやろうと思ったら、はっきり言って、多分できません。

大森委員長 厳しい励ましのお言葉ということで、いずれこれは委員会として評価をいたしますので、実績評価のときに具体的にどうされましたかということ聞かれるという覚悟を今日していただく。

それ以外のことで、何か御質問等ございますでしょうか。それでは、大筋としてはこの中期計画につきましては、私どもの評価委員会としてはおおむね妥当ということでございます。なお、精査いたしまして、若干修文が必要な場合は、恐縮ですけれども、私の方へお任せいただくということにさせていただきます。

それでは、次にこの中期目標期間の実績評価等につきまして、どういうふうにするかということについて御説明いただきます。

豊田政策評価広報課長 それでは、事務局より説明させていただきます。

独立行政法人につきましては、通則法の 33 条、34 条の規定によりまして、中期目標期間の終了後 3 か月以内に事業報告書を主務大臣に提出し、中期目標期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けなければならないとされております。

更に、35 条におきまして、主務大臣は独立行政法人の中期目標期間の終了時において、独立行政法人の業務を継続させる必要性や組織の在り方等の見直しを行い、所要の措置を講じるということとされております。見直しを行うに当たりましては、評価委員会の意見を聞かなければならないということになっております。

そこで、本日、お諮りしたい点が 2 点ほどございます。中期目標期間の実績評価及び法人の業務、組織の在り方の意見につきましては、評価委員会で決定していただいた、委員会と分科会の役割の中で、評価委員会が行うものとして規定されております。昨年の国立公文書館のときと同様に、まずは駐留軍等労働者労務管理機構分科会におきまして、平成 17 年度の評価を行うのと併せまして、中期目標期間の実績評価及び業務、組織の在り方についての意見の原案を作成していただき、それを評価委員会で御審議の上、決定していただくという手順にさせていただくのが効率的ではないかと考えております。

そのような手順で進めてよいかどうかをお諮りするのが 1 点目でございます。

次に、評価表等の様式でございます。大変恐縮ではございますが、お手元の資料 3 を見ていただきたいと思います。ここに中期目標に係る業務実績に関する評価表というものがございます。

併せまして資料 4 でございますけれども、事務・事業及び組織形態についての意見といった様式を配付してございます。

このような様式で評価委員会としての意見をとりまとめていただければと考えてございます。

また、資料 5 と資料 6 でございますけれども、これは昨年の夏にこれまでの 3 か年の仮評価を行っていただいたものですけれども、今回はこの内容をベースに御検討いただき、御意見をとりまとめていただけると効率的ではないかと考えてございます。

なお、以上 2 点の手続、手順につきましては、去る 2 月 15 日に開催されました、駐留軍等労働者労務管理機構分科会におきまして、御了解が得られている旨、伺っておりますことを申し添えたいと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

大森委員長 今、御説明ございましたように、まず分科会の方で原案をつくっていただきまして、その御報告を受けまして、最終的に委員会として決めるという手順でいきたい。これはほかの分科会についても同様でございますので、できれば、私としてはそうさせていただければと思っておりますが、よろしゅうございませうか。

「はい」と声あり)

大森委員長　そして、それぞれ分科会でどういう形であるかということについても、ある種の様式を大体共通していきまして、その中のことについては分科会でいろいろ御検討いただくことになっていきますので、今の御説明のような形のものでよろしゅうございませうか。

それを含めまして、私どもの方へ御報告いただくということになるかと思えます。それで異議がなければ、そうさせていただきますけれども、よろしゅうございませうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長　それでは、分科会の委員の先生方、大変な御苦労をおかけしますけれども、作業を進めていただくように、私からもお願い申し上げます。

(駐留軍等労働者労務管理機構関係者退室)

(各独立行政法人関係者入室)

大森委員長　御関係の皆様方、御苦労様でございます。

次は、役員の報酬等につきまして、前回のこの評価委員会におきまして御報告があった際に、審議の中で統一的な考え方を示すように事務局にお願いした経緯がございます。それについて、事務局から説明をいただきます。

もう一つ、昨年、給与法の改正がございまして、2段階になっておりましたけれども、今年の4月からは、地域間の実情に合わせた調整を行うようになってございまして、役員の報酬につきまして変更の必要が生じてございます。それを含めまして、事務局から説明をいただきます。

豊田政策評価広報課長　それでは、説明させていただきます。

ただいまの委員長のお話のとおり、前回の評価委員会におきまして、役員報酬の支給基準につきまして統一的な考え方を示すようにとの御指摘がございましたので、考え方を述べさせていただきます。

独立行政法人の役職員の給与改定につきましては、人事院勧告が出された際の閣議決定におきまして、国家公務員の給与水準を十分考慮して、適切な給与水準とするよう要請するとの記述が盛り込まれております。これを踏まえまして、独立行政法人の支給基準を改定する際には、基本的に一般職の職員の給与に関する法律の改定に準拠した改定が行われることとなります。

そこで、大変恐縮でございますが、資料7の上段を見ていただきたいと思います。

資料7に通則法の該当箇所が出てございますけれども、第52条第3項におきまして、独立行政法人は役員報酬の支給基準を定めるときは、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該独立行政法人の業務実績等を考慮して定めなければならないと規定しております。

人事院の給与勧告が官民較差を是正することを基本に行われるもので、それ自体、時代の変化に応じた適正な給与水準と考えられることから、人事院勧告を踏まえて、独立行政

法人の役員報酬の改定を行うことは、結果的に国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等が反映された給与改定になっていると考えられます。

一方、当該独立行政法人の業務実績につきましては、評価委員会が毎年、事後に行う年度評価結果を踏まえて判断することとしておりますけれども、少なくともこれまでは役員報酬の支給基準を引き下げなければならないという評価をいただいた実績はないものと認識しております。

したがって、役員報酬の支給基準を改定する際には、これまでも通則法に規定されました国家公務員の給与、民間企業の役員報酬等、当該独立行政法人の業務実績等を考慮して行われてきたと認識しておりますし、これからもこれらの項目を考慮しながら支給基準を改定していくことになるということだと思っております。

資料7の下段をごらんいただきたいと思っております。ここに来る4月1日における今回の役員報酬の支給基準の改定に際しての基本的な考え方について説明させていただきます。

昨年夏の人事院勧告に基づいて実施された給与法の改定は、平成17年4月1日にさかのぼって、官民較差を解消するために実施された第1段階、今度の平成18年4月1日から、地域別の官民較差を解消するために実施される第2段階、この2回に分けて実施されることとなります。

ちなみに、今回の改定は、行政改革の重要方針により実施される、総人件費改革とは全く別の取組でありまして、今後も人事院勧告を踏まえた国家公務員の給与改定は、そのたびごとに適切に行われていくものと思われまます。

前回の評価委員会におきましては、平成17年4月にさかのぼって実施された第1段階の部分を踏まえて改定した、各独立行政法人の役員報酬の支給基準につきまして説明させていただきましたが、今回、第2段階の改定では、給与構造の抜本的な改革を行うこととしております。具体的には、資料7の下段にありますように、地域間の実情に合わせて、平成17年4月1日から給与法の水準を平均で4.8%引き下げるとともに、従来の調整手当に変えまして、地域の実情に即した地域手当を支給することとしております。独立行政法人におきましても、国が実施する給与構造改革を踏まえて、同様の改定を4月1日の時点で行うことにしたらどうかと考えております。

ただし、所要の改定を行った場合でも、平成18年度におきましては、激減緩和措置ということで、一番下に書いてございますけれども、旧俸給との差額を調整することとなっておりますので、現在の役職員が継続する限りにおきまして、その間の報酬は維持されるということになっております。

今回の改定の具体的内容につきましては、4月に入ってから各独立行政法人より、ただいま申し上げました考え方に沿った届出がなされることとなりますので、その段階で委員の皆様方に速やかに送付させていただき、役員報酬改定の具体的内容について御確認をいただきたいと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

大森委員長 ただいま、前回の変更の方向につきまして御説明ございましたけれども、何か御質問等ございますでしょうか

外園委員 抜本的な改革を実施ということですが、この抜本的な改革とは、何がどのようにになったのですか。

豊田政策評価広報課長 この抜本的な改革につきましては、ここに書いてございますように、従来なかった地域手当を新設するというので、地域間の給与の較差を適切に国家公務員の給与体系でも反映させましょうということです。

外園委員 その地域というのは、例えば北海道とか東京とか、どのような地域ですか。東京も地域ですか。

豊田政策評価広報課長 はい、1つの地域になります。

外園委員 それはどのようになるのですか。東京が優遇されるとかされないとかですか。

豊田政策評価広報課長 基本的な考え方といたしましては、首都圏地域の給与水準は、基本的に従来の給与水準を上回らないという形でキャップをかけまして、そこを固定させた形で、地域間較差を適切につけていくという考え方だと思っております。

大森委員長 よろしいでしょうか。

外園委員 ありがとうございます。

大森委員長 全体としては、抜本的な改革になっていて多分そういう表現になっているのですけれども、これ以外のことで何か御質問等ございますでしょうか。

ただいま、豊田政策評価広報課長から御説明ございましたですけれども、実際にはまだ役員報酬の月額等が固まっていますので、大筋、本日はこの方向について御了解が得られれば、4月になりまして御報告いただけますので、皆様方のところへお送りしまして、この方向に沿っているかどうか確認をしていただくということになりますけれども、この件につきましては、そういうことでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長 それでは、そういうふうにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、行政改革の重要方針につきまして、各独法の人件費を削減することになっていきます。したがって、各法人の中期目標及び中期計画の一部を変更する必要が出てきます。これを4月から実施するため、既に各分科会におきまして、変更の考え方の説明を皆様方は受けておられると思っております。したがって、一括して事務局から説明していただきまして、それで審議をしたいと思えます。

よろしく願いします。

豊田政策評価広報課長 それでは、事務局の方から説明させていただきます。

行政改革の重要方針により、総人件費改革を行うこととなります。独立行政法人の中期目標及び中期計画を変更することとなりますので、その内容を各法人横断的に御説明申し上げたいと思えます。

お手元の資料 8 でございますが、それをごらんいただきながら説明を聞いていただきたいと思います。

昨年末に決定されました行政改革の重要方針におきまして、独立行政法人につきましては国家公務員に準じまして、人件費削減の取組を行うこととし、その取組を中期目標において示すこととされました。各独立行政法人につきましては、中期目標に従い、今後 5 年間で、すなわち平成 18 年度～平成 22 年度までの間に 5 %以上の給与と改善分を除いた人件費の削減を行うこととなっております。内閣府の所管では、沖縄科学技術研究基盤整備機構を除きます 4 法人が削減に取り組むこととなりましたが、駐留軍等労働者労務管理機構につきましては、先ほど御審議いただきました中期計画の中に、既にそういった趣旨のことが盛り込まれておりますので、残りの 3 法人につきまして、その概要を御説明させていただきます。

なお、人件費削減の方法でございますけれども、個々の独立行政法人の実情に合わせて、人員または人件費で削減することとなっております。

それでは、一番上から、国立公文書館でございますけれども、現在の中期目標期間中に、ここに書いてございますように、1 名削減するということになっております。次期中期目標で、更に 1 名を削減するという形になってございます。

北方領土問題対策協会でございますけれども、現在の中期目標期間中に、1 名の削減を行うということにしてございます。

3 番目の国民生活センターでございますけれども、現在の中期目標期間中に 4.8 %の人件費を削減し、次期中期目標でさらなる削減を図るということとなっております。

また、すべての独立行政法人は、5 %以上の人件費削減の改革とは別に、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進めることとされておりますので、中期目標及び中期計画にその旨を盛り込み、さらなる改革を図ることとしております。

この対応は、人件費削減の対象外となっております沖縄の整備機構においても、同様に行われることとなります。

以上、今回の人件費改革につきましては、すべての独立行政法人において行われることになっておりますが、国立公文書館と北方領土問題対策協会の人数の削減数のところにつきましては、閣議決定にある 5 %以上の削減を具体的にどう解釈するかによって、若干変動する可能性も残されております。中期目標及び中期計画につきましては、年度末までに変更する必要があり、そのため今月中に決定しなければなりませんけれども、一方で先ほど申し上げました、政府内での調整がぎりぎりまでかかるという可能性もございます。事務局といたしましては、仮に削減数が変動したとしても、基本的な削減の考え方に変更はないと考えておりますので、削減数が変更されることがあれば、速やかに委員の皆様にごその旨を連絡させていただき、その段階で内容の再確認を行っていただきたいと思いますと考えてございます。

事務局からは以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。

下の（参考）にある駐留軍の機構は、20%を掛け算すると79.2人なのです。実際に80人になっているから、小数点の部分は勘定として1人になっているのではないか。

何を聞きたいかという、多分それぞれの独法の皆さん方の御関心は、今、御説明ありましたように、特に人員で減らす場合に小数点の扱い方が微妙に影響するはずでして、1人になるのか2人になるのかという関係があって、これはまだ決まっていないのでしょうか。

豊田政策評価広報課長 財政当局も含めて、政府部内で調整が行われていると聞いております。

大森委員長 しかし、多分今の行革の流れといえ、厳しい方になるのでしょうか。ならないのですか。皆様方は頑張られているのですか。

松田政策評価審議官 頑張っております。

大森委員長 これは政府がお決めになるのですけれども、器が小さいところと大きいところで5%の意味は、相当違うでしょう。ですから、本当に一律に5%というのは、小さいところで5%がかかってきて、2人減り3人減となったら、これは相当大変ですよ。私はちょっと無茶ではないかという印象があって、ただし、それで何か基準があって例外をつくれるかということになると難しいのですけれども、少し乱暴なことをおやりになっていると思います。特にこの人員については、私は、少し工夫があってもしかるべきかなと思うのです。

皆さん方、これは政府の方でお決めになると全部統一したことになるものですから、私どもだけで頑張れるはずはございませんけれども、今の御説明について何か御質問があれば、法人の皆様方からも御説明いただこうと思います。

外園委員 国民生活センターには人数が出ていないというのは、今のパーセントか何かの問題があるのですか。

豊田政策評価広報課長 先ほど御説明申し上げましたように、今回の対応は人員で削減するか経費で削減するか、どちらかで対応が可能なのです。国立公文書館と北方領土問題対策協会につきましては、人員で削減する。国民生活センターについては、経費で削減するという選択をとったということです。

外園委員 今の段階では、国民生活センターは人は減らさないということですか。

豊田政策評価広報課長 はい。

外園委員 わかりました。

大森委員長 よろしいでしょうか。

何か御質問ございますでしょうか。

遠藤委員 これは、組み合わせでもいいわけですか。5人と幾らかとか。どちらかではないといけないのですか。

豊田政策評価広報課長 私が聞いておりますのは、どちらかでないといけないということになっていると聞いております。

遠藤委員 最終的には費用を減らしたいのではないですか。

豊田政策評価広報課長 いずれか1つということで、事務的には聞いてございます。

外園委員 人が費用かを決めるのは、例えば国立公文書館だったら国立公文書館が決めるのですか。私たちはそれを承るだけです。

木方管理室長補佐 国立公文書館に関しては、国立公文書館と内閣府の所管部局である管理室が、国立公文書館の実情に合わせて人員方式を選択したということでございます。

外園委員 あとの2法人はどうなのですか。

井上北方領土問題対策協会理事長 北方領土問題対策協会も今のところは同じです。

勝見国民生活局消費者調整課長 国民生活センターの場合は、特殊法人時代は定員という概念があったのですけれども、独法になって既に定員という概念がなくなっておりますので、人件費ということで選択しております。

外園委員 承知いたしました。

大森委員長 よろしゅうございましょうか。

外園委員 はい。

大森委員長 それぞれ独法の特色とお考え方でお決めになっているということだそうです。

飯田委員 北方領土問題対策協会の場合なのですけれども、先月の17日に分科会がありまして、そこでこの問題を議論したんです。そこで、やはり総人件費というのは、人員または人件費の縮小という形をとるのにどちらを選ぶかという形で、そのときに北対協の場合は、ここにも書いてあるように、常勤の職員が19人、役職員を入れても21人という最小のスタッフでこの事業をやっているわけで、これはかねてから中期計画の実績評価などで繰り返し言われていることなのですけれども、もうこれ以上要員を減らすわけにはいかないぎりぎりのところにきているという考え方がこの分科会でも説明されて、そして分科会としても同じような理解をして、それでは人件費で削減していくということで対応していくというのは共通の理解になっていたはずなのです。

ところが、今月の9日だったでしょうか、内閣府の方から1通の連絡で、この方針を変えて、人員の削減で対応することになりましたのでよろしくという説明になっていたのです。

これまでの分科会でのそういう議論や共通の認識が、どうしてそのようにあっさりと変わってしまったのかという点が、どうしてもわからないので、その辺の御説明をしていただきたいというのが1つです。

もう一つは、やはり分科会でそういう議論をしたものが、あっさりと変えられるということは、評価委員会あるいは分科会の意義というか、こういうものを形骸化するとか、形式的なプロセスにしているのではないかと思われるので、その辺のお考えを聞きたいと

思います。

黒羽北方対策本部参事官 内閣府の北方対策本部参事官の黒羽でございます。

実は2月17日に分科会で御相談申し上げました際には、まだ要件がはっきりしておらず、当時は期首の人件費でもいいという話が入ってきておりました。そうしますと、予算ベースで落とせばいいということで考えておりました。先ほどありましたように、私ども役職員を入れて21人、職員19名の小さな組織でございます、これ以上人員は切れない。では、予算ベースで落としましょうかと言いましたら、その後、予算ベースと決算ベース両方で5%落としてくださいという指示が来ました。

そうしますと、北方領土問題対策協会はラスパイレスも93と非常に低くて、これ以上更にそこから5%給料を落とすというわけにもいきませんので、やむを得ず人員の削減の方で対応しようと考えた次第でございます。飯田分科会長には途中経過の御説明を詳しく申し上げませんで、ただまだ固まっていないという状況で動いております。先ほどありました、1人切ると4.8%削減。少し足りない。2人切ると9.5%という、非常に負担が大きいということになりますので、その辺りを今、政策評価・独立行政法人評価委員会にもお願いしまして御相談申し上げているところでございまして、まだ固まっておりませんということもあり、最終的な考え方を御報告できなかったところでございます。

大変申し訳ございませんでした。

飯田委員 こだわるようですけれども、実際に今日もこの中期目標と中期計画の中にそれが案として盛り込まれるわけですね。ですから、やはり分科会ももうちょっと大切にしてもらわなければ困るなと思います。

黒羽北方対策本部参事官 大変申し訳ございませんでした。

大森委員長 これは北方領土問題対策協会の方の御意見も同じでしょうか。

井上北方領土問題対策協会理事長 今、黒羽参事官から御説明のあったとおりですけれども、先月の17日に分科会があったときは、私どもは19名の体制、なおかつ事務所が札幌と東京と2つやっていますので、もうぎりぎり最小限の体制だということで、人件費の方を選ぶという御説明をいたしました。その後、今の御説明のあったとおりですが、予算と決算と両方で抑えることになると、私どもの職員構成は、プロパー職員がほとんどでありまして、今は若年者が多いということですので、定期昇給を含めると、実質的に5年間で5%の倍ぐらい減らさなければならぬかもしれない。

それに比べて、小さいから新陳代謝がほとんど起こらないということを考えますと、どうしても給与の減額をやらないと賄い切れないということがかなり明瞭になりましたので、やむを得ずもう一つの選択肢を選ぶ。

ただ、それでは19名で1名減らしてめどが立っているか、削減の成案があるかと言われると、今のところ成案はありませんけれども、3年ばかりの余裕もありますので、その間にいろんな点で見直しをして、約束は守るということにしたいと思っています。

ただ、もう一つ出ていました端数の方ですが、職員19名プラス役員2名で21名。5%

といいますと、1.05人ということになって、もし端数はすべて切り上げ、2名ということになりますと、業務全体を削減するか、あるいは2つの事務局体制を変えるかということをしなければ、到底賄い切れない削減だろうと思っています。

1名の方にも成案があるわけではありませんが、2名になった場合には、かなり根本的に見直す必要が出てくるだろうと思っていますところであります。

大森委員長 飯田分科会長、事情は私どももわかるのですけれども、今後のことでもございますし、分科会で御熱心に検討していただいていますので、その間にもし動きがあれば、丁寧な御報告をいただくということで御了承いただければと思っています。

飯田委員 お願いします。

大森委員長 今、御説明ありましたように、これは中期目標等の変更案が出てまいりますので、その段階で、これは4月から実施でございますので、私が拝見しまして、今のような御議論と御説明のあった方向に間違いがなければ、それでいきたいと思っていますので、お任せいただけますでしょうか。もう時間が切迫していますので、この御了解でいきたいと思っていますけれども、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長 そうさせていただきます。ありがとうございました。

なお、後日、皆様方にはそうなった場合には、必ず御確認のために文書をお送り申し上げますので、御確認いただければと思います。

皆様方、どうも御苦勞様でございました。

(各独立行政法人関係者退室)

(国民生活センター関係者入室)

大森委員長 引き続きまして、国民生活センターの中期目標及び中期計画の変更の中に、施設整備費関係が出てきていますので、これにつきましては、内閣府で主務大臣の業務を担当している国民生活局から中期目標及び中期計画の変更について御説明いただいた後、できれば分科会長からも一言御発言いただければと思っています。

それでは、お願いします。

#### **勝見国民生活局消費者調整課長から資料14に基づき説明**

大森委員長 山本分科会長、何か御発言ございますか。

山本委員 ただいま御説明のとおりでして、いずれも予算等の関係でどうしても必要だということで、これが認められたということに伴う技術的な改正ということでございます。本日、1時から開催されました分科会におきまして、委員の皆様御意見を伺いましたところ、特に意見なく了承されましたので、本委員会の委員の皆様にも御報告申し上げます。

以上です。

大森委員長 ありがとうございました。

何か御質問ございますでしょうか。

出塚委員 ちょっとお聞きしたいのですけれども、2枚目のところの(3)の なので

すけれども、こういう賃貸借というのは金額は入らないのですか。債務負担といった場合、要らないのですか。

大森委員長 金額の表示がないのではないかと御指摘です。

これはどのようなものでしょうか。

勝見国民生活局消費者調整課長 この金額そのものは、予算ベースは毎年度の単年度のもので、その中期計画期間中の5年分、正確には、国民生活センターの場合は4年半分でございますが、それが先ほどの別紙1のところの「運営費交付金」という中に額としては含まれているわけでございます。

ここにあって中期目標期間を超える債務負担と掲げてありますのは、国民生活センターの現行の中期計画は、19年度末までのものでございまして、ただし契約としては4年間のリース契約でございますので、それを超えてやらなければいけない。その契約関係を不安定にさせないために書き込んであるという趣旨でございます。

出塚委員 いいのですけれども、19年度までは盛り込んでいるのでしょうかけれども、それを超えた部分というのがわからないですね。

勝見国民生活局消費者調整課長 はい、現時点ではわかりません。

また、次期の中期計画でそれは決めていただくことになると思うのです。

大森委員長 何かこうすべきだという御意見はありますか。やはり金額を書けということですか。

出塚委員 金額を書くべきではないかという気がするのです。

23年度末までに書いたら、20年～23年度まで幾ら契約してもいいのかということですが、枠はないですね。

川本国民生活センター理事 若干補足させていただきますと、今の18年度、19年度でリースに伴う一時金というのはこの計画に入っているわけですが、リースそのものについては、リース金額がどうなるかということは、これから入札等をやっていく中で決定されるものでありますから、まだ明確な数字というのは今の時点ではわからないと思うのです。

この数字を入れていないということには、そういうこともあるかと思えます。

出塚委員 わかるのですけれども、予想ですから、もともと明確でないんです。ですから、それだけが明確でないから載せないというのは、どうもわからない。

川本国民生活センター理事 予算の問題もありますけれども、実際、この契約になりますと、入札をして決定していくものでありますから、多少そういう意味でも、また予算と違った意味で数字が確定的ではないということが言えると思えます。

大森委員長 ここに金額を書かれると、あらかじめわかってしまうということなのでしょう。今までの中期計画にもこれを書いてないのでしょうか。

勝見国民生活局消費者調整課長 通常、ほかの独法でも同じような表記はありますけれども、金額は触れていないと思えます。

大森委員長 何か総務省の方の全体にわたる話ですから、債務負担行為をするときの記述についてこういう意見が出ているのですけれども、全体として何か議論はしないものですかというようなことを、一度事務方から言っておいてもらったらどうでしょうか。今までのやり方で他の独法と共通してやっていますので、ここだけで直ちに変えにくいと思いますので、今のような御意見が出たということをお伝えいただくということではいかがでしょうか。

外園委員 やはり19年度まで予算が決まっているのだったら、それを見越して23年度まで書けば、入札があるかないかは別にしましても、やはり情報開示という意味では、19年度の実績を基にして23年度まで出したからと、別にそれがどうということはないと私は思うのですが、もうそれ以上は今の委員長のおっしゃったようにお任せいたします。

やはり、普通に考えると、19年度まで決まっているのなら、その19年度に入れる入れないは別にしても、23年度まで書くことには別に何ら不利益はないと思います。

大森委員長 私のようにまとめてよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長 恐縮ですが、そういうふうにさせていただきます。

それでは、大筋として、おおむねこれで妥当だとさせていただきます。なお、最終決定までに修文が起こり得ますので、そのときは恐縮ですが、私の方へお任せいただくということで御了解いただければと思っています。

それでは、この件は以上でございます。御苦労様でした。

(国民生活センター関係者退室)

(北方領土問題対策協会関係者入室)

大森委員長 それでは、次にリスク管理債権の関係で、北方領土問題対策協会の中期目標及び中期計画の変更がございます。この御審議をいただきます。

それでは、この変更につきまして事務方から御説明いただき、飯田分科会長からも御発言があればいただくということにいたします。

では、お願いします。

#### **黒羽北方対策本部参事官から資料11、12に基づき説明**

大森委員長 では、飯田分科会長、お願いします。

飯田委員 先ほど総人件費の件についてはお話申し上げたので、もう付け加えることはございません。

このリスク管理債権の問題については、去年の秋に行った、平成16年度の業務実績評価の中でも、もしできる可能性があるならば、具体的な数値目標を盛り込むことを要請したんですけれども、それはこの一部ですけれども、更生・生活資金の部分については、10%以上という数字が出てきたということで、これは財務省やら総務省の強い要請もあったんだと思いますけれども、大変よかったのではないかと考えております。

以上です。

大森委員長 ありがとうございます。

この件について、何か御質問等ございますでしょうか。

東海委員 言葉だけのことでございますけれども、リスク管理債権というのは、どういう定義ですか。

長尾北方領土問題対策協会専務理事 リスク管理債権の中身につきましては、例えば既に破綻している債権とか、延滞が3か月以上の債権とか、6か月以上の債権とか、そういう分類がございまして、それらを総称してリスク管理債権と言っております。4個分ほどの分類がございまして、6か月以上の延滞、3か月以上の延滞、貸付条件の緩和とか破綻債権、このようなことをリスク管理債権と呼んでございます。

東海委員 出塚委員、会計で見ると貸倒れ懸念という意味でしょうか。

出塚委員 そうでしょうね。

東海委員 貸倒れ懸念があるから、リスク管理を徹底しなければならない債権という意味ですか。

長尾北方領土問題対策協会専務理事 そうということです。

東海委員 わかりました。そういう固有名詞があるのですね。ありがとうございます。

大森委員長 よろしゅうございましょうか。

それでは、こういう方向で変更することについてよろしゅうございましょうか。

なお、最終決定までに修文が必要な場合が起こり得ますので、その場合は恐縮ですが、私にお任せいただくということでよろしくお願いいたします。

それでは、この件は以上とさせていただきます。

もう一つございまして、北方領土問題対策協会につきましては、1年前倒しで見直す候補になっています。したがって、夏の分科会と評価委員会で審議することになりますけれども、そのためには委員会の見直し意見をまとめるための様式につきまして、本日、事務局から説明していただきまして、一応私どもとしては審議するということになっています。では、よろしく申し上げます。

豊田政策評価広報課長 それでは、事務局の方から説明させていただきます。

1年前倒しの対象でございますけれども、内閣府におきましては、国民生活センターと北方領土問題対策協会が対象となり得るということ、前回の評価委員会の場で御説明いたしましたけれども、その後3月7日になりまして、総務省の行政評価局より今回の見直しは融資業務等を行う独立行政法人を対象とするという旨の連絡がございました。

その結果、内閣府におきましては、北方領土問題対策協会のみが対象として残り、国民生活センターにつきましては今回の対象から外れ、来年は通常どおりのスケジュールで見直しを行うということになってございます。

北方領土問題対策協会につきましては、総務省の独立行政法人評価分科会におきまして、4月上旬にも業務概要についてのヒアリングが行われる予定になっておりまして、その後見直し方針案が検討されるといった段取りになってくると思われます。

事務局といたしましては、前回御説明いたしましたように、8月の見直し当初案を作成するために、早目に準備をしておいた方がよいと考えておりますので、大変恐縮でございますが、お手元の資料17として配付しております様式によりまして、評価委員会としての見直し意見をまとめていただきたいと考えてございます。

ちなみに、この資料17の様式でございますけれども、平成16年度に独立行政法人を1年前倒しで見直した際に、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から各府省に意見照会として出され、駐留軍等労働者労務管理機構分科会においても御審議いただいたものと同じ様式でございます。

次に、資料18をごらんいただきたいと思います。平成15年8月1日に閣議決定されたものでございますけれども、この閣議決定によりまして、主務大臣が独立行政法人の見直し案を作成するに当たって、総務省の評価委員会が作成する取組み方針を基に行うということになっておりまして、見直しを行う際には、資料18の3ページの「別紙」というのがございますけれども、ここに見直しに係る基準というのがございます、この中の1番目のところでございますけれども「独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点」により、こういった視点で行うこととされております。

これを踏まえまして、今回の前倒しの見直しに際しましても、見直しに係る基準の中の視点にあります項目につきまして、評価委員会としての御意見をまとめていただけたらというふうに考えてございます。

なお、資料19をごらんいただきたいと思います。これは資料18の閣議決定を受けまして、総務省の評価委員会が作成しました、勧告の取組の方針というものでございますが、この資料19の3ページの一番下のところから6ページにかけて「共通の視点」というのが書いてございます。これは、資料18の閣議決定の「別紙」で示されました、先ほど申し上げた視点を更に敷衍して解説したもので、総務省の評価委員会が独立行政法人の改廃に関して着目する視点を示したものでございます。見直し意見をまとめていただく際の参考としていただけるとありがたいと思います。

今後のスケジュールでございますけれども、5月以降に政府の基本的な考え方がとりまとめられ、夏ごろまでに見直し方針が決定されるという可能性もございます。そのため、融資業務の見直し関係で、6月から7月にかけて、照会事項等が委員会の委員の方々に送られてくるということも考えられます。その際、内容によっては今回お決めいただく様式等を変更するといった必要が生じるかもしれませんし、更には追加が必要となる場合もあるかもしれません。仮にそういうことになった場合には、委員長と分科会長に御相談の上、速やかに委員の皆様を送らせていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

事務局からは、以上でございます。

大森委員長 ありがとうございます。本日は、資料17にございますような様式で夏の分科会で一応原案をおつくりいただきまして、こちらの方へお寄せいただくようなお手

配にさせていただければと思っておりますけれども、資料 17 のような様式でよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長 それでは、そういうことでお願い申し上げたいと思います。

もう一つございまして、実はこの協会の長期借入金及び償還計画及び業務方法書の一部を変更しなければいけませんので、その場合にはこの評価委員会の意見を聞くことになっています。したがって、本日この計画につきまして説明いただき審議いたしたいと思っております。

それでは、よろしく願いいたします。

長尾北方領土問題対策協会専務理事 それでは、御説明申し上げます。これは一括して説明してよろしいでしょうか。

大森委員長 そうしてくださいますか。

**長尾北方領土問題対策協会専務理事から資料 20、21 に基づき説明**

大森委員長 ありがとうございます。これは、北方領土問題対策協会の方でも御議論が進んでいるのですか。それとも今日が初めてでしょうか。

飯田委員 分科会の方では、そういう議論は余りしてないですね。

大森委員長 では、今日が初めてですね。全体の方向をこの前に議論しましたが、しかし、実際に出てきているのは今日が初めてですね。

長尾北方領土問題対策協会専務理事 はい。

大森委員長 それでは、まず資料 20 の長期借入金と償還計画につきまして、何か御質問等ございましてでしょうか。

借換先のことについてはいいのですが、新規借入及び償還計画について、何かお気づきの点ございましてでしょうか。

大河内委員 質問なのですけれども、これが先ほどのリスク管理債権に関連しているものなのですね。

長尾北方領土問題対策協会専務理事 この長期借入金ですか。

大河内委員 こういうコスト業務にしている、そしてリスク管理債権が発生しているということなのですか。

長尾北方領土問題対策協会専務理事 そういう意味では、貸付業務という意味では関連してございます。リスク管理債権と直接的な関連はございませんけれども、そういう意味では関連してございます。

大河内委員 そういうことなのですね。

大森委員長 的確な御指摘ではないでしょうか。

ほかに何かございまして。この借入金と償還計画につきましては、よろしゅうございましょうか。一部変更になるものですから、ここで御審議いただかなければならないのです。ただ今、財務当局とまだ協議中でございますので、ほぼこういう方向ではないかという御

説明ですけれども、なお変更があり得るかもしれませんけれども、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

大森委員長 それでは、資料 21 の方でございます。これは、業務方法書の一部変更でございまして、ここに係っていることとございまして、貸付金利の一部が変更になるということとございまして、趣旨は激変緩和措置を取るということが主な内容ですが、これについて何かお気づきの点、御指摘ございますでしょうか。

これは、向こうの方が独法になって、向こうが変わっているものですから、それに合わせて変えなければいけないようなことが出てきたということも一部含まれているのです。これは、専門家の先生方、何かお気づきの点ないでしょうか。これだけ下げたあげく、なおかつリスク管理債権が発生すると。やはりこの利率の設定については関係しているのではないかと。激変化を含めましてですね。そこは今のような御指摘がございましてから、協会の方も。

遠藤委員 貸すときの審査というのは、どうやってらっしゃるのですか。

長尾北方領土問題対策協会専務理事 審査の方法でございますか。これは、どういうふうにお話したらいいかわかりませんが、貸すということは当然返していただくことが前提でございますので、そういう面で資金によって異なる面もございまして、年間の所得とか、年齢的な部分とか、そういうさまざまな、審査そのものについては金融機関と変わらないように基本的にはしてございます。

住宅などの場合は、当然担保を提供していただくとか。そういう形で審査をしてございます。

遠藤委員 その審査に外れてしまって、合格しないで、借りられないというケースは出ているのですか。

長尾北方領土問題対策協会専務理事 当然出てまいります。

遠藤委員 その人たちは、どうしているのですか。

これはもともと何のためにあるかということ、そういう辛い立場になったから、国があるところまで立ち直ってもらうために、いろんな優遇措置を講じようと言っているわけですね。それを、普通の金融機関と同じように審査をして、あるいは多少緩めていると思うのですけれども、それで貸せないということになったら、その人たちはどうなるのか。その問題を聞いて、お答えいただく立場なのかどうかわかりませんが。

長尾北方領土問題対策協会専務理事 確かに、難しい問題なのですが、実はこの融資というのは、元島民とか、そういう方々を対象にしている融資でございますので、いわゆる従来から特殊な業務であることは事実でございます。そういう面で、対象が特定しているということもございまして、貸すに当たっているような形での検討が必要になるかと思えます。ただ、先ほど申し上げましたように、基本的には低利で御融資をしているということで、返していただくということが前提になることは事実でございますが、先ほど中期

計画の中で、更生・生活債権、これは生活資金的な要素が強いという話でしたが、これらについてどうしてもそういう生活の苦しい方々にお貸しすることが多くなりますので、その結果としてリスク管理債権の比率も増えてきてしまう面が出てきていることも事実でございます。

先ほど申し上げましたように、一面ではこういうリスク管理債権とか、回収ということも相当考えないと、どうしても国からの補助金なんかが入っている面もございますので、そういう点も含めて考慮しながら法の趣旨に沿った貸し付けができるように、私どもも努力していくと。ちょっと答えが中途半端で申し訳ございませんが、そういうところでございます。

遠藤委員 基本的には、借りたお金をベースにしながら、新しい自立をしていける方向にいかなければ、使ってしまうだけですね。要するに、返せるようになる自活の道ができてこないといけないわけです。そのこのところの道が見えなかったら、いたずらにリスク管理債権を増やすだけになってしまうわけです。その辺との絡みが一緒にないとまずいなというふうに伺っていて感じたものですから、その辺は大変だろうと思います。

井上北方領土問題対策協会理事長 この制度全体が、生活保護とか、元島民等に対する包括的な更生手段ということではありません。経過から申しますと、非常に特殊な経過をたどってきておりまして、あの地域に漁業権の設定があったわけです。その漁業権は、戦後、小作農創設と同じように、海の漁業権の再構成をやったわけです。そのときに、これも小作と同じように漁業権を一回買い上げたのです。ところが、北方地域については、既にそのときに日本の具体的な主権が及ばなかったものですから、漁業権の設定もされてなかった。したがって、買い上げが行われなかったわけです。

この行われなかった部分について、旧漁業権保証をしるという強い要求が昭和 20 年代にあったわけです。20 年代～30 年代にかけて、その運動に対する最終的な決着が昭和 34 年か 36 年だと思いましたが、10 億円の資金を国が皆さん方の保証に見合ったものとして、そういう心のこもったものとして提供しますということがこの始まりです。

ただし、そういう形で 10 億円出すけれども、10 億円を個々の権利者に配分するのではなくて、集団としてこれを利益として使っていただきたいという形で、その 10 億円を基にして法律をつくり、その法律に基づいて融資が行われている。

その法律に書いてあることをそのまま引用しますと、この制度は北方地域の施策について存する特殊な事情。というのは、日本の領土でありながら日本の主権が行使できないという特殊な事情と、これに起因して元島民、旧漁業権者等が置かれている特殊な地位、例えば漁業権を行使できない。あるいは自分の財産を使えない。ということに鑑みて、この制度を置くのですと書いてあります。

したがって、そういう 10 億円を元資金にしているということと。この制度が包括的な更正なりを目的としているものではない。したがって、勿論低利で優遇的な処理はするわけですが、それによってすべての生活を立て直すとか、すべての生活を賄うとか、そうい

う趣旨ではありませんので、低利、その他の有利な条件の中でお貸ししたお金はきちっと返してもらうという形で回らなければ、やはり制度としてはいけないのだらうと思います。そういう意味で、適切なリスク管理債権。その前の貸し出しに当たっての審査ということも、きちっとやらなければいかぬとと思っているところであります。

遠藤委員 わかりました。ありがとうございました。

大森委員長 ありがとうございました。

それでは、この2点につきまして、私どもとしては了解することにいたしますので、後の処理をよろしくお願いいたします。御苦労様でした。

(北方領土問題対策協会関係者退室)

大森委員長 本日、以上をもちまして、お陰様で案件は終了いたしましたので、今後の日程につきまして、事務局からお願いします。

豊田政策評価広報課長 それでは、事務局の方から説明いたします。資料 22 をごらんいただきたいと思います。

まず、全体の評価委員会でございますけれども、次回は夏ごろということになりますが、駐留軍等労働者労務管理機構の中期目標期間に係る業務実績評価、及び北方領土問題対策協会の見直し案についての御審議をお願いしたいと考えております。

また、10月ごろに、その次の評価委員会を開催させていただき、各分科会からの平成17年度評価についての報告。独立行政法人から平成19年度の概算要求の状況や、平成18年度上半期の業務執行状況についての御報告を行いたいというふうに考えております。

次に分科会でございますけれども、次回の評価委員会の前ということになりますけれども、夏ごろに2回程度開催していただき、例年どおり平成17年度の年度評価を中心に御審議をいただきたいと考えてございます。

今後の予定の概要は以上でございますけれども、次回の評価委員会の日程を調整するために、お手元に資料 23 でございますけれども、委員の皆様のお都合を御記入いただく確認票をお配りしております。できますれば、お帰りになるまでの間に事務局の方に御提出いただきたいと思いますが、御提出できない場合には後日ファックス等で事務局まで御連絡をいただければと思います。以上でございます。

大森委員長 ありがとうございました。それでは、よろしくお願いいたします。

東海委員 1つだけ、駐留軍等労働者労務管理機構の分科会の中に、財務諸表の承認というのが入っています。これは何でしたか。

事務局 中期目標を終了した時点での積立金等です。国に返すお金が生じますので、それについては早目に財務諸表を確認していただいて、それに国に返すという手続は6月中にやらなければいけないということになっておりますので、恐らく分科会は開催できないと思いますので、その場合には持ち回り等で早急にやらせていただくことになるかと思っております。よろしくお願いいたします。

東海委員 ありがとうございました。

大森委員長 ありがとうございました。